

令和2年冬の交通事故防止運動実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、人や車の動きが慌ただしくなり、交通事故の多発が懸念される年末の交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和2年12月1日（火）から14日（月）までの14日間

3 統一行動日

12月4日（金） 飲酒運転根絶の日・二輪車の交通事故防止の日

12月10日（木） 交通事故死ゼロを目指す日・夕暮れ時と夜間の事故防止の日

4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

5 運動重点

(1) 県重点

- ① 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ② 飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止
- ③ 二輪車の交通事故防止

(2) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

7 主な推進事項

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多く発生する傾向があることを訴え、子供や高齢者を始めとする歩行者自らが反射材等を着用するなどの対策を講じることで交通

事故を防止する。また、ドライバーへの歩行者保護意識の向上を推進する。

- ・ 外出時の反射材や明るい色の服装の着用促進
- ・ 子供や高齢者を始めとする歩行者等に配慮した運転に関する啓発の推進
- ・ 早めのライト点灯とハイビームの積極的な活用の推進
- ・ 横断歩道での歩行者優先の徹底

(2) 飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、運転者をはじめ広く県民に対し、飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転を根絶する。また、「あおり運転」等の危険運転の防止を訴える。

- ・ 飲酒運転の悪質性、危険性を踏まえた啓発、飲食店等における酒類提供禁止の徹底
- ・ 路上寝込み等による交通事故発生実態と発見時の措置方法の周知
- ・ いわゆる「あおり運転」の創設の周知、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転の推進
- ・ ドライブレコーダー普及促進に向けた広報啓発

(3) 二輪車の交通事故防止

二輪車及び原付の運転者に対し、交差点での安全確認の徹底や適正な通行方法等の交通ルールを周知するとともに、正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進を図る。

- ・ 二輪車事故の発生状況の周知
- ・ 通勤時間帯等を中心とした街頭啓発の推進
- ・ 交差点における信号や一時停止の遵守と安全確認の徹底
- ・ 正しいヘルメットの着用徹底とプロテクターの着用促進

8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみなど、それぞれの視点から交通事故ゼロを目指しましょう。

<自動車・二輪車の運転者>

- ・ 子供、高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 横断歩道等を通る際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者等がいるときは横断歩道等の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯させ、夜間の対向車・先行車がない状況では、走行用前照灯（ハイビーム）を積極的に活用しましょう。

- ・ 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォン、携帯電話の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- ・ 飲酒運転やいわゆる「あおり運転」は悪質な犯罪です、絶対にやめましょう。
- ・ 「あおり運転」の被害や万が一の交通事故に備え、ドライブレコーダーの搭載を検討しましょう。
- ・ 二輪車を運転する際は、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、技量に合った運転を心掛けましょう。
- ・ ヘルメットを着用する際は、あごひもをしっかり締めましょう。
- ・ 通勤等で二輪車を使用するときは、ゆとりを持った運転を心掛け、プロテクターを着用して身体を守りましょう。

<自転車の運転者>

- ・ 自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左端を通行しましょう。
- ・ 歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先を徹底しましょう。
- ・ 一時停止標識のある交差点では必ず一時停止、見通しの悪い交差点では一時停止や徐行の上、確実に安全確認をしましょう。
- ・ 無灯火運転や二人乗り、並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用、飲酒運転、いわゆる「あおり運転」は絶対にやめましょう。
- ・ 安全のためにも、幼児、児童には必ず乗車用ヘルメットを着用させ、大人、特に高齢者も積極的に着用しましょう。
- ・ 自転車に乗る場合は、必ず自転車損害保険等に加入しましょう。

<高齢者>

- ・ 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載された「セーフティ・サポートカーS」の利用を検討しましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を認識し、自身の運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

<家庭>

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子供に交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ 子供が普段通行する道路等の危険箇所を確認し、注意するよう指導しましょう。

- ・ 子供が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を徹底させ、高齢者が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を勧めましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・ 高齢ドライバーがいる家庭では、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載された「セーフティ・サポートカーS」の利用や運転免許証の自主返納等について話し合う機会を設けましょう。
- ・ 「ながらスマホ」、「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合いましょう。
- ・ 飲酒後に事故に遭わないため、飲酒のリスクや帰宅方法等について話し合う機会を設けましょう。

<学校>

- ・ 通学路等の危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・ 自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・ 自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させるよう指導しましょう。
- ・ 自転車の二人乗りや並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は絶対しないよう指導しましょう。
- ・ 歩行中も「歩きスマホ」等の危険な行為をしないよう指導しましょう。
- ・ 二輪車を利用する高校生に対しては、事故の危険性やリスクについて理解させるよう指導しましょう。

<職場>

- ・ 朝礼や行事の機会を活用し、従業員に子供や高齢者の行動特性等を理解させ、付近を走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転をするように指導しましょう。
- ・ 飲酒の機会があるときは、事前に飲酒運転は絶対にしないよう、タクシーや運転代行の利用、ハンドルキーパーの指定等についての検討や、出勤方法の変更を改めて従業員に指導しましょう。
- ・ 飲酒後、道路でのふらつき、寝込み等で事故にあわないよう、飲酒同席者同士で声を掛け合いましょう。
- ・ 二日酔い等による飲酒運転を防止するため、アルコール検知器を活用しましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめるよう指導を徹底しましょう。
- ・ いわゆる「あおり運転」は厳しい処分があることを周知し、絶対にしないよう指導しましょう。
- ・ 二輪車通勤者に対しては、ゆとりを持った出発やプロテクターの着用等、通勤途中での交通事故防止に努めさせましょう。

<地域>

- ・ 町内会などの各種会合の機会を活用し、地域内の危険箇所の周知や高齢歩行者の死亡事故の特徴、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえた交通安全教室を行うなど、地域の交通安全意識の向上を図りましょう。
- ・ 関係機関、幼稚園、保育園、学校等が密接に連携し、地域ぐるみでの子供を見守る活動等を推進しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・ 酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。

<事業者>

- ・ タクシー、高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性を周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ 横断歩道の直前で停止可能な速度での進行や手前での一時停止など、横断歩行者の優先を実行しましょう。

<飲食店等>

- ・ 車両での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・ 飲酒した人に運転させないよう、タクシーや運転代行等の利用を徹底しましょう。
- ・ デリバリーサービス等を利用して飲食物等の配達を依頼する場合は、配達中の安全運転について呼び掛けるようにしましょう。